

改正貸金業法の早期完全施行などを求める会長声明

経済・生活苦での自殺者が年間7000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、段階的施行を経て、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などの完全施行が予定されている。

改正貸金業法成立後、政府は、多重債務者対策本部を設置し、同本部は、多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどの事由を殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、そもそも、中小企業者の倒産の原因が貸金業法改正の結果であるとの具体的かつ実証的な根拠はなく、昨今の中小企業倒産の原因は金融危機に端を発した实体经济の不況そのものにあると見るべきである。

中小企業の倒産への対処は、この経済不況そのものの解消や公的融資制度の拡充をもって対処すべきものであって改正貸金業法の与信規制を緩和して対処すべきものではない。

また、改正貸金業法は既に段階的に施行されているが、現時点においては、必ずしもヤミ金融の被害すなわちその相談が増えているという状況ではない。

更に、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際には、貸金業者の貸付に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化したことを想起すべきである。

今般の不況により、生活費も十分確保できない返済余力の乏しい方が多数増えている状況の中、改正貸金業法に定められた貸金業者による貸付にかかる金利規制や総量規制を緩和したり、その完全施行を先送りしたりすれば、自らの資力では債務を完済できない多重債務者を更に生み出す結果になることは想像に難くない。

すなわち、改正貸金業法の完全施行の緩和や先延ばしは、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねないものであって、決して許されるものではない。

今、多重債務者の救済や発生防止のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付制度の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置される消費者庁の所管乃至共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、当会は、国に対し、以下の施策を求める。

1. 改正貸金業法を早期（遅くとも本年12月まで）に完全施行すること。
2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

2009（平成21）年8月6日

大阪弁護士会

会 長 畑 守 人